

平成 20 年 5 月 8 日  
教育委員会会議室（秀栄ビル 2 階）

# 平成 20 年第 9 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成20年第9回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成20年5月8日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時28分

2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階)

3 出席委員 古木 光 義

中 村 祐 治

宮 田 由 香

大 澤 祥 一

署名委員 中 村 祐 治

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長 大澤 祥一

教育部長 高橋 眞二

総務課長 小林 健司

学務課長 岡部 利和

統括指導主事 堀田 直樹

指導主事 中嶋 富美代

学校給食課長 石井 雅隆

生涯学習推進センター長 五十嵐 敏行

体育課長 伊東 幸吉

図書館長 清水 啓文

5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係 久保 義彦

鈴木 啓史

## 案 件

### 1 協議

(1)「図書館の見直し方針」について

### 2 報告

(1)平成20年度立川市公立学校校内研究計画について

(2)平成19年度スポーツ振興審議会報告について

### 3 その他

## 平成20年第9回立川市教育委員会定例会議事日程

平成20年5月8日

教育委員会会議室

### 1 協議

(1)「図書館の見直し方針」について

### 2 報告

(1)平成20年度立川市公立学校校内研究計画について

(2)平成19年度スポーツ振興審議会報告について

### 3 その他

### 開会の辞

**古木委員長** ただいまより第9回の定例会を開催いたします。

本日は、牧野委員より欠席届が出ております。本日の署名委員は中村委員でございます。よろしく願いいたします。

教育部長。

**高橋教育部長** 本日、指導課長につきましては、他の公務のため出張しておりまして、欠席させていただきますのでよろしくお願いいたします。

**古木委員長** よろしく願いします。

### 協 議

#### (1)「図書館の見直し方針」について

**古木委員長** 本日の案件は、協議が1件、報告2件、その他となっております。その他については2件ございますので、後ほどご報告をお願いいたします。

それでは初めに、協議事項の(1)図書館の見直し方針につきまして、清水図書館長より改めてご説明をお願いします。

**清水図書館長** 図書館の見直し方針につきましては、継続して協議をいただいておりますが、この5月10日から9回にわたりまして、図書館の見直し方針についての地区説明会が始まることになっております。その説明会に際しまして、今までご協力いただき、ご意見いただいた部分を踏まえて臨むわけですが、さらに留意すべき点であるとか、そういったことがございましたら、協議の中に含めてご意見をいただければ幸いです。

あわせて、前回の教育委員会のときに図書館協議会のお話をさせていただきましたが、その後4月25日に第15期の第8回の図書館協議会が開催されております。全容につきましては現在まだまとめておるところですが、その中で現実には、平成20年度の図書館サービス計画とか臨時休館日等についての協議をさせていただきましたが、やはりここでも図書館の見直し方針についてまたご意見が出ました。そのこのところを若干加えさせていただきますと、大別いたしまして図書館の見直し方針、特に指定管理者制度導入につきましては、図書館協議会に対して、事前に説明がなかったのではないかということ。それから、協議会で出した意見がどのようにして、どこへ吸い上げられていくのか、我々の位置づけは何なのか、その過程が見えないという点。

それから3点目といたしまして、この問題について、なぜ2年間一度も諮問されていないのかということ。

それから、この4月25日に行われました図書館協議会自体が、第15期の図書館協議会としては最後の会合になりますので、今まで出した意見、前回報告させていただきましたけれども、それをぜひとも協議会の全体としての意見としてまとめるべきだというご意見が多数出

されまして、会長、副会長がそれを取りまとめて意見書として館長に提出し、改めて教育委員会にも報告してもらおうということではどうかというお話がございまして、その点については責任を持ってやらせていただきますと、そんなお話をさせていただいた経過もでございます。

ここの点を踏まえた論議をしたのは、次回になりますけれども、その前提といたしまして、ご協議いただければ幸いです。

以上でございます。

**古木委員長** ただいま特に、4月25日の第8回の臨時図書館協議会のご報告をいただきましたが、今まで説明がなかったんじゃないかと、それからその吸い上げた意見はどうなっているのか、2年の任期中にこれをまとめて提言をしたいと、こういうような様子だったそうでございます。

それからもう一つ、前回教育部長からお話がありましたし、この間の4月25日号の市の広報にも、1面で5回の説明会の日程の発表がありました。それについてを含めて、委員の方から特にこういうことに配慮して説明会を持つべきであるとか、そういうご提言とか、改めてのご注意がございましたらば、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

説明会は3月にした、資料に従ってご説明をしていくということですか。

清水図書館長。

**清水図書館長** はい、その図書館の見直し方針自体を説明会の会場には用意いたしまして、来た方にはご配布する。ホームページにも全文が出ておりますけれども、それを踏まえて、最初に私のほうから全体の概要を説明させていただきまして、質問を受けていくと、そんな形を想定しております。

**古木委員長** 前日も発言いたしましたけれども、第15期の図書館協議会の会議録を4月の第8回の定例会のときにちょうだいして、この中に市側の答弁として、今度小学校に図書館司書が配置されてくるときには、事前に市の図書館職員が入って、ボランティアや司書教諭との調整もやっていきたいと思っていますというのがありますが、こういうことについても、指定管理者との連携のパイプ役というのは、どういうふうにおとりになれますでしょうか。

高橋教育部長。

**高橋教育部長** 今の委員長のほうから会議録の話が出ましたけれども、図書館協議会会議録の要旨、概要ですね、その部分について前回お配りしたわけですがけれども、これから各学校には、図書館司書の資格を有する職員を小学校全校に配置するというのを、今協議している最中で、6月からは入れるような状況にしたいというふうを考えております。この部分につきましては、学校のほうの学校図書館運営計画、こうしたものを各学校持っておりますので、そうした学校の教育課程、編成されている教育の考え方に沿って、その図書館司書の資格を有する職員が配置されて働くということになります。

これについては、各学校、若干違いは出てくるかと思いますが、要は、子供たちの読書指導、子供たちがより本を読んで、読みやすい環境をつくっていくということで配置します。当然のことながら、現在も各地区図書館のほうでは団体貸出しとか、そうしたことで

の対応をしておりますけれども、この辺の対応は十分に図れるだろうというふうに思っております。

また研修等も今計画しておりますので、その中で現在の図書館との連携、また中央図書館との連携、この辺を図っていくというふうに考えております。

また、これから5月10日を皮切りに、9カ所で9回の説明会を開いていくわけですが、こういう中にも十分な説明に取り組んでいきたいと、このように考えております。

**古木委員長** よろしく願いいたします。

中村委員。

**中村委員** 普通の問題解決というか、手順は限られた予算の中で、図書館サービスの質の維持向上をどうしていくか、あるいは経営改革プラン上でどうするかという課題をいろいろ諸条件を考えながら、何か結論が出るわけですね。そうすると、一般の市民の方は、みんな意見を聞いてから結論が出るのに、指定管理者制度というのは、もう結論ありきじゃないかというふうにお考えになる方はいらっしゃると思うんです。

ですから、これは結論が先にありきではないんだ。いろいろ調査研究したり、それから事務レベルでいろいろ検討してきた結果、出てきた結論がこうなんですと。しかもそれは、経営改革プランでいろいろ練られたものであるということをご説明していかないと、やはり誤解を生ずると思うんです。多分市民の方は、結論先にありきと受け取る方が多いと思います。

ですから、調査研究して、そしてそのデメリット・メリットも考えた上、限られた予算の中で、現在の図書館サービスに対する維持向上、向上も含むんだということですよ、が解決できる現在考えている最善の策であるということをいろいろ考えたんですよ、調査研究もかなりしたんですよ、ということをご説明していかないと、多分皆さんそこで市民の意見を無視して出てきたんじゃないかと受け取る方もいらっしゃると思います。

だから、先ほどの図書館協議会もやはり同様だと思うんですね。そういうふうにとられる節があると思いますので、そこがまずパブリックコメントを開いていくところの留意点というんですかね、だと思います。まずそれが1つ。

それからその次、やはり前回は意見を言いましたけれども、皆さんが結構こういう新しい制度というのは、住民にとってやはり違和感があるとか、これはいい、悪いの問題ではないと思います。住民というのは、現在住んでいるものを維持したいという要望がありますから、保守とか革新とかそういう問題ではなくて、不安とか、それから戸惑いがあるので、それをきちんと丁寧に説明していくと。

要するに、さっき言った問題解決ですよ。限られた予算の中で、皆さんのサービスの維持向上が図れるんですよと。その不安解消を一つ一つ丁寧に説明していくということが、パブリックコメントをしていくときの一つのポイントかなという感じがしました。

それからもう一つ、具体的な2番目は、やはりその手順で、手順書も示してありますと書いてありますけれども、導入した後、モニタリングできちんとやるんだと、ここから先がち

よっとまだ不足のような感じがするんですね。ですから、必要な改善はするんですと。それから、モニタリングの結果ですね。そこのところを丁寧にしていくというのも一つの不安解消かなという感じがします。

以上2点。全部で3つ言いましたけれども、最初は基本的な構えときのポリシーというか、その理念というかそれについてのご意見。結論先にありきということを払拭させるということによってやっていくということ。あとは遂行については2点。不安解消その他について丁寧な説明、メリット・デメリットをちゃんと説明していくべきだし、そのメリット・デメリットについてもそのモニタリングによってきちんと改善していくということが大切なという感じはしました。

以上です。

**古木委員長** ありがとうございます。

清水図書館長。

**清水図書館長** 貴重なご意見、ありがとうございました。初めの部分につきましては、広報の記事にもございますように、経営改革プランに基づいて、市としてやっていくという部分ですので、特に市長のほうからも丁寧にやっていこうよというお話がございまして、それで説明会を9カ所開くという形です。最初の説明会では、市長に出席していただき、経営改革プランについてお話をいただいて、それに基づいて各地区を回っていくという、そういうような想定をしておりますので、その辺のところ丁寧な説明をしていきたいというふうに考えています。

**古木委員長** よろしくをお願いします。

高橋教育部長。

**高橋教育部長** 今、図書館長から申し上げましたとおり、経営改革プラン、平成17年に策定されたこのプランに沿って、より市民サービスの向上とともに、あわせてコストの合理化といたしますか、節減に努めていくということで、この経営改革プランが策定されたわけですが、今後市民の方々にも説明するに当たって、今委員のほうからご指摘していただいたとおり、丁寧にしていこうというふうに考えております。

といいますのは、調査研究はしてきたんだけど、調査研究が足りないのではないかというのが、一つ市民の側、市民の方々の方からのご指摘に多分出てくるだろうというふうに思いますし、これまでの議会でもそうしたご指摘もございました。十分その辺のところも説明に取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、私どもとしては、そのときに説明した中で、今、中村委員がご指摘くださったように、調査研究してきたと同時に、市民の方々に指定管理者ですというふうに言っても、なかなか、いきなり何も無いのに、指定管理者を入れようと思うんですけどもどうでしょうかというのも、これも問題ですので、議論・協議していただく基礎資料となるものがなければ、なかなか議論も進まないだろうということもありまして、今回見直し方針の策定ということを見せていただきまして、そして、これをもとに説明に回るということでございます。丁寧



にきちんと説明に取り組んでいきたいというふうに思います。

また、モニタリングの先の部分の話も出ましたけれども、実績の部分では、全国的にもまだ5%程度の導入ですし、かつそれも地方自治法の改正になったのは平成15年ですけれども、実際に各図書館でこの指定管理者導入が導入され始めたのが平成16年あたりにあるんですが、実際には平成17年に本当わずか出て、あとは平成18年以降、この2年くらいなんです。ですから、十分にそれを検証してというよりも、私どももその部分でいい部分を生かしながら、これからの立川市にとっての、立川モデルというようなものをあわせてつくっていく使命を帯びているのかな、こういうような形で同時に手がたくといいますか、ですからうちの場合には地区図書館を対象にしているわけで、中央図書館まで一気に入れるということで考えているわけではなくて、地区図書館ということをよく理解していただくように取り組んでいきたいと、このように考えています。

**古木委員長** ありがとうございます。

宮田委員。

**宮田委員** 皆さんのおっしゃるとおりに、やはり市民との対話という位置づけで説明会を考えたときに、この説明会がどの段階なのかということはもう少し明確にしないと、やはり自分たちの個人の意見が吸い上げられて、また新たな別の形に向くことができるのではないかという可能性を感じる、そういう市民もおられるかなというふうに思いますので、ぜひともこれは前向きに進んでいる中のきちんとした対話の段階であるということを確認にして、説明会を行うことがいいと思います。

やはり市民の意見が、個人の考えをいろいろなところで表明できる場として、この場になったときに、やはり混乱が起こるということと、調査研究が足りないの、市民に伺ったほうがいいのではないかという意見がある中で、さらにだから言おうというふうになってしまうと思います。ですけれども、この段階ですることは、立川の図書館にとって、本当に必要なサービスは何なのかということをも市民とともに話し合っていく創造の部分であって、個人の考えをまず出して、思い切り全部出していただいて、その中でさらに集まった方々と、今後本当に、そのサービスが図書館にとっていいサービスなのかということをお互いに考え合っていく場であったほうが進むんではないかなというふうに思います。

図書館をどのように守って、今までのような図書館ということだけではなく、やはり使いやすい市民のニーズに合った図書館にしていくために、どういうふうなサービスをすればいいのかということなのかということだと思います。

指定管理者制度になぜするかとなると、経営改革プランということで、財政との問題が、非常に前に出てきてしまっているように思うんですが、もうこの説明会のところでは、そのことは当然あるとして、そうではなくて、やはりその体制が変わっていくことによって、皆さん市民の方々により、要するに、求めているものに近いものが得られるんだということをまず伝えることだと思います。

ただ求めるからといって、利益追求になっていくことはいけないので、指定管理者にす

るに当たって、その利益追求にならないように、皆さんの意見をよく考えて出し合ひましようというか、その中でわからない部分については質問を受けるといほうが、より意義のある説明会になるのかなというふうに思います。

そうしてみますと、先ほど図書館協議会との関係の中で、やはりこの流れの中で現状としては、現状の状態、図書館協議会との関係があるのだと思います。それを否定することは全く考えていませんけれども、ただ今後そういったときに、さまざまな関係づくりの中で、図書館協議会という市民との関係、教育委員会との関係、行政との関係、何かその辺がうまく関連づけられるといいように私は感じています。体制が直結し過ぎているように思います。

**古木委員長** 大澤教育長。

**大澤教育長** この見直し方針の1ページ目の丸の3つ目、立川市の経営改革プランというのは、行政計画として決定しているんですね。その図書館の見直しについて、何が決定されているのかということ、ここに書いてあるように「地域人材の活用等運営方法の見直しをすすめるとともに、市民の利用実態の検証を行い、図書館のあり方を検討します。」云々ということが、経営改革プランで決定されている事項なんです。この決定されているプランをより具体化するためにどうすべきかというのがこの見直し方針なんですね。見直しの方針は決定されたわけではない。今後パブリックコメント等を通して、あるいは教育委員会の意見等をお聞きして、これを確定したものにしていくと。これが今教育委員会でもって協議を継続してご意見をいただいている、それが一つ。

それから、立川の広報で平成20年4月25日に市民にお知らせをして、今、市民からご意見を募っていく段階、これはパブリックコメントということです。

それから今度、我々が市民のところへ出向いて、9カ所で説明をする。そういうふうなことをまだいろいろな要請があれば、いろいろなご説明をするという機会もあるでしょうし、そういうふうな機会の中でもって、いただいた意見をこの見直しの方針の中にどう生かしていくかということなんですね。そこで最終的に、市民の意見と行政側との考え方が合意した時点でもって、多分これは方針ではなくて、見直し計画的なことになるんだろうと思うんですね。

ただ、それがちょっと難しいところで、我々とする、行政としてこの見直しの方針をつくってありますので、我々の立場とすると、ぜひこういう方針でもってご理解をいただきたいというふうな姿勢でいきますけれども、ただこれは行政側から、上から押しつけるようなことになれば、当然市民側から反発がありますし、何のための説明会なんだというふうなことになります。ですから行政の立場をお話をして、あくまでも市民にご理解をいただくという努力をしながら、市民は何をお考えなのかということを知って、それを取り入れる分野については当然この中にフィードバックをして、修正すべきものは修正していくという、そういう考え方に立たなくてはいけないんだろうと思うんですね。

そういうようなことがあるんですが、ただ宮田委員も言われたように、これを一つのきっかけとして、原点から、立川市の図書館行政はどうあるべきかということをおみんなで考えて

つくり上げていきましょうよという、そういうお考えの方も非常に貴重ではあるんですが、ただ行政側とすると、そもそも行政改革プランをつくったというような、いろいろな識者等を交えた行財政問題審議会、それから基本的なお考えをいただいて、それで行政はこうあるべきだ、こう取り組むべきだというふうなお考えを示されたことに対しまして、行政が計画プランをつくっているということがありますから、これはやはり立川行政が考えたというよりも、識者を含めてこうあるべきなんだという、こういう考え方に基づいて、行財政改革に取り組むべきなんだということを強い支持をいただいて、行政がこういう行財政改革プランをつくったということがありますから、我々とするこの方針については、やはり実現をすべく努力をしていきたいということでもって、市民にご説明をして理解をいただくという、さっき言ったように、いただく努力をしていくということがまず1番なんだろうと思うんですね。

その中でもって、重なりますが、意見を入れられるところについては入れていって、最終的に行政として、皆合意される形でもって、地区館の見直しをしていきたいということなんで、原点に帰ってどうするというふうな、そういう話というのはこのケースでは当てはまらないのかなという感じがしたんですね。

**古木委員長** 宮田委員。

**宮田委員** 私の言葉が少し足りなかったと思います。教育長のおっしゃるとおりで、私もこれが決まっていって、理解をしていただきたいという説明会であるということの第一の位置づけというのは理解していますし、それでいいと思います。

ただ、私が申し上げたのは、進め方、市民と対話をしていくときの進め方の工夫の部分だと私は思うんですが、その部分で、理解をしていただきたいと入ると、もう理解しないというようなところに最近あるので、そうではなくて、今後に向けて発想を少し前向きに向かせてもらうために、では、どういったサービスだったらいいだろうかというような部分が多少絡んでくると意見を出しやすいし、そちらのほうに向いていく。批判的な意見よりも、前向きな意見が見出されるのではないかなとちょっと思ったので。

**古木委員長** 大澤教育長。

**大澤教育長** 行政の立場がありますけれども、やはり一緒に考えようという、今おっしゃったようなそういう気持ちを共有するというふうなことで説明に入っていくと、説明会をするということは非常に大事だと心にとめさせておきたいと思います。ありがとうございました。

**古木委員長** 中村委員。

**中村委員** 宮田委員がおっしゃったのは方法論として、私も前に予算を最初に言ったんでは理解できない。だから、いかにしてサービスができるんだよということが順序、それを先にしなければいけないだろうということは前に意見を言ったと思います。だから、それは方法論として、さっき言った住民の方のご意見を聞きながら、望ましい図書館のあり方を考える。そうなると、これは結論というよりも、今教育長がおっしゃったのは想定される結論と

いうことですよ。

だから、先に結論ありきということではなくて、想定される結論という意味合いのほうがいいかなという感じです。

**古木委員長** 大澤教育長。

**大澤教育長** この図書館の見直し方針というのはこういうものですよと先ほど申し上げましたように、これは決まってしまったことではないんだよと。最終的には確定した段階では、場合によっては見直し計画となるでしょう。ただ、まだ方針なので、結論というふうに書いてあるけれども、まだ未確定のものの結論なんですよということをやはり理解していただきたいです。

**中村委員** だから、先ほど言った、結論先にありきではないんですということですよ。

**古木委員長** 宮田委員。

**宮田委員** 市民が主体的に考えていくように意見を出してもらうようにすると、恐らく難しいことは余り言えなくなってくるんですね。こちらが決めたことでプラスアルファとして何か要るのではないかというふうにして言っていただくと、恐らくすごいことがいろいろできてきて、かなえられないとそれに対する批判になってくるので、これを実行する、確実にこの方向で進めていくためには、やはり市民が主体的に、例えば図書館はどうだったら指定管理者になったときに、どのようなサービスのレベルまでであればいいのかということと、指定管理者に対して、どのあたりまでを要求していったいいのかというあたりをこの段階からもう、ここの最初に来た方々が一番の私はポイントかなというふうに思いますので、ここでがっちり連携をとれるといいかなと思います。

行政の仕事がきちとできることを期待いたします。

**古木委員長** ありがとうございます、アドバイスいただいて。

清水図書館長。

**清水図書館長** 具体的な進め方のお話、貴重なご意見をいただきました。説明会の中ではアンケート等もとる予定でございます。その中では、開館時間とかそういった部分もそうですが、あるべき、今後求められるサービスの質といいますか、中身のところをぜひ書いていただく、そんなようなアンケートをやる予定でございますので申し添えておきます。

**古木委員長** 宮田委員。

**宮田委員** それが必ず守られるという大変ですけども、支えられるというふうに思います。

**古木委員長** 中村委員、いかがですか。

**中村委員** さっき宮田委員がおっしゃった体制を変えることで市民サービスが、図書館サービスが向上するんだよということは、原点にあるということをご理解いただくということが大事ですね。

**古木委員長** 図書館に限らず、市のいろいろな施設が夜型の生活をする人が多くなってきているんだから、もう少し閉館時間を遅くしてほしいとか、いろいろとあるんでしょうけれども、そういういろいろな要望がある中で、たまたま経営改革プランでの経営の見直しという

のが入ってきましたから、この機会にちょうどそれが市民サービスに民間委託をすることによって、市民サービスができるようになるということをやはり理解していただくように、邁進していただくように願います。

いかがでございますか。本件に関して、もう少し。早速、明後10日から説明会に入るわけですから、それはもう今まで多摩川小学校と南富士見小学校の統合などで、随分大澤教育長も高橋教育部長もご苦労なさっていますから、そういうご経験を生かされて、本当に市民との対話を円滑にというか、円満にというか、進めていただけるものと期待しております。

いかがでしょうか。大体、両委員、私からはそういうふうな説明会開催に向かってのアドバイスとか要望、意見でございます。

では、本日の協議について、これで一応打ち切ってよろしいですか。

(「はい」の声あり)

**古木委員長** それでは、図書館の見直し方針に関する協議については、これで終了することにいたします。よろしく説明会を円滑にお進めくださるようお願い申し上げます。

## 報 告

### (1) 平成20年度立川市公立学校校内研究計画について

**古木委員長** 次に、報告でございます。報告2件。初めに、平成20年度立川市公立学校校内研究計画についてのご説明をお願いいたします。堀田統括指導主事よりお願いします。

**堀田統括指導主事** 研究協力校について報告させていただきます。お手元の資料をごらんください。平成20年度研究協力校等一覧です。市立小学校全20校、中学校9校、合わせて29校ございますが、本年度発表いたしますのが19校となっております。29校すべての小中学校が研究を行います。

研究協力校につきましては、2年次の学年が発表を行います。また、1年次の学年につきましても発表する学校がございます。こちらの表に書いてございます二重丸の印の学校は、東京都教育委員会の指定を受けての研究を行っている学校です。第三小学校と立川第二中学校の2校です。

資料を1枚めくっていただきまして、平成20年度研究協力校等における研究主題一覧をごらんください。市立小中学校の本年度の研究主題を一覧にまとめてございます。学校名の左側に米印がついてございますが、こちらの学校につきましては先ほど申し上げた19校で、本年度研究発表する学校です。

各学校での重点教科等も表にまとめてございます。また、教育委員会事務局の担当者名も明記してございます。よろしくをお願いいたします。

以上です。

**古木委員長** ありがとうございます。最初の二重丸は東京都教育委員会の指定校、三小と二中です。2枚目の星印は平成19年度に研究発表を行う学校です。ありがとうございます。

何かご質問ございますか、委員の皆さん。

中村委員。

**中村委員** 立川は全29校が研究して、発表していくというのを、本当に子供の教育に生きる実質的な研究にも、今後さらに進めていっていただきたいと思います。そのために決して無理する必要はないんですが、子供に返る研究、それから本当に子供の教育に生きる実質的な研究をしていくためには、やはりひとりよがりを超えなければいけない、先生方。それが授業力の向上、学校力の向上につながると思います。

ですから、先生方が自然に1年目も発表しておくというように、これは押しつける必要はないんですが、主体的にそう考えられるように、うまくご指導をしていただくと、もっと子供に返る、本当の子供の教育に、子供が健やかな成長をしていくために生きる研究になっていくと思いますので、押しつけるということではなくて、研究を生かすためには、そうしていくと軌道修正もできるし、振り返りもできるし、本当に子供に返る研究にしていくことには1年もやると得だよというふうに、今後努力目標としていただくとと思います。決して無理する必要はない。

**古木委員長** 結構なご意見ありがとうございます。

堀田統括指導主事。

**堀田統括指導主事** ありがとうございます。1年目で研究発表はしない学校10校ございますが、その学校につきましても、研究授業等を校内で実施し、また研究授業等につきましては、教育委員会事務局の指導主事等も見に行きまして、指導、助言等を行い、各学校の研究がより一層充実し、また子供たちに返る、生きる研究となるよう取り組んでまいります。ありがとうございます。

**古木委員長** よろしくお願いたします。

## 報 告

### (2) 平成19年度スポーツ振興審議会報告について

**古木委員長** それでは、この報告を終わりました。報告の(2)、平成19年度スポーツ振興審議会報告についてのご説明をお願いします。伊東体育課長。

**伊東体育課長** それでは、平成19年度立川市スポーツ振興審議会についてのご報告をさせていただきます。今回は施設運営に関する意見報告ということでご報告をさせていただいております。

スポーツ振興審議会につきましては、通常委員会に対しまして諮問をし、答申をいただくことということになっておりますが、今回の審議会につきましては、立川市のスポーツ施設の管理運営について、広く現状に対する評価、意見、改善の提案、検討事項などについて、いろいろな部分のところからの視野を入れまして、より効率的かつ合理的な施設運営について、委員さんから忌憚のない意見を伺うという位置づけで審議をお願いしたものでございます。

それでは、ご配付申し上げました資料に基づいてご説明をさせていただきます。

まず、資料の立川市スポーツ振興審議会からの意見のまとめ、1ページをお開きいただきたいと思います。今回の検討につきましては、計4回の審議会を開催し、施設の特質に基づきまして3つの施設に分け、管理運営のテーマでご審議をお願いいたしました。

Aグループでございますけれども、柴崎市民体育館、泉市民体育館、ともに施設の拠点でございます。Bグループは、野球場、テニスコート、陸上競技場等、広域的な施設ということで位置づけてございます。Cグループといたしましては、小学校、中学校のいわゆる校庭等の地域施設ということでご審議をお願いしてございます。

それでは、1ページから2ページにまたがりましてごらんをいただきたいと思います。柴崎、泉市民体育館についてですが、管理運営として指定管理者制度の導入について、いろいろな角度からご意見をちょうだいしております。

そのまとめといたしまして、第1に委員の皆様から、市民サービスを向上させ、市民のメリットを確保しながら、指定管理者への導入は問題がないというご意見、第2として、導入に対しては、綿密な計画と行政による関与など、細かな規定を構築する必要があるとの意見、第3としては、細かな現状の使用形態への課題等を意見としていただいたところでございます。

全体といたしましては、管理運営について、指定管理者制度の導入について、ご賛成をいただいたのではないかとこのように事務局としては考えているところでございます。

次に、3ページから5ページをごらんいただきたいと思います。こちらにつきましては、Bグループの広域施設の管理運営についてご意見を伺ってございます。現在、野球場につきましては、専門性を生かした管理が必要と考え、NPO法人などへ委託を行っており、それ以外の管理運営部門につきましては、シルバー人材センターへ管理委託を行っておりますが、全体的には現在の管理運営でよいのではないかと、十分役割を果たしているのではないかとこのようにご意見をいただいたところでございます。

最後に、Cグループの地域施設についてのご意見でございますが、学校は教育施設でございますので、使用者や管理体制が大きな問題と指摘されておりますので、今後は学校の先生や地域の皆様のご意見を聞きながら管理体制を構築すべきということでご意見をいただいたところでございます。

以上、簡単でございますが、平成19年度の立川市スポーツ振興審議会の意見集約についてご報告させていただきました。

以上でございます。

**古木委員長** ありがとうございます。お読みいただいて、特にご質問ございませんか。

教育部長、学校において地域の方が、校庭など、あるいは体育館をお借りしようというときに、副校長さんが窓口になっているようですが、その辺のところの利用者にはよくわからないんじゃないでしょうか。昔は2人の職員さんが管理者として配置されていたというふうに書いてありますけれども、今は管理人がいなくて、学校の管理兼務にしてもらっていると。そのときに地域の方が施設利用の申込みに行くときには、教育委員会へ来る人もいるでしょうし。

高橋教育部長。

**高橋教育部長** 学校の使用、体育関係として使用する場合、申込みがわかりづらいということであれば、もう少し工夫をしなければいけないだろうというふうに思いますので、今後取り組んでいきたいと思いますが、現在は学校には副校長は常におりますので、申込みされるほうからは、逆にしやすいかなという部分もありました。ただ、ここにも意見としてあるように、副校長に関する負担というのは校務ではなくて、こういう形で負担がかなりかかってきていることは事実ですので、その後何か調整が図れるのかどうか、この辺は少し検討していかなければいけないかなというふうに考えております。

現在では、教育委員会に申し込みに来るということよりも、直接学校に申し込むというスタイルのほうが、利用者にとってはいいかなというふうに思いまして、そのようにさせていただいております。

**古木委員長** ありがとうございます。

中村委員。

**中村委員** 最後の結論です。4、審議会からの意見のまとめと市の考え、その8ページですが、いろいろなご意見をお聞きして役に立ったということですが、今後その市スポーツ施設の管理運営について意見をいろいろ活用したいと考えていますという意見表明ですが、市の考えのですね。具体的に、具体策とかあるいはこれをどう進めていくというのは、何かお考えがあったら。まだ現在この段階だったらそれで結構ですから。

**古木委員長** 高橋教育部長。

**高橋教育部長** 経営改革プランの話在先ほど協議事項の中でさせていただきましたけれども、体育施設、特にこの泉体育館、それから柴崎体育館についても、管理運営の方法については見直すということになっております。今後、泉、柴崎、2つの体育館があるわけですが、これをどういうふうな形で管理運営していくのか、これらについては、先ほどの図書館の見直し方針と同じように、今後体育館の見直し方針、体育館の運営の見直し方針、これをつくっていく予定でおります。今つくりつつあるという状況です。

今考えられるのは、指定管理者導入の際の論点となる大きな問題点の一つに、施設の老朽化というのがあります。これがやはりある一定の補強をしておいた状況でないと、指定管理者という形にはなれないだろうというふうに考えておりますので、その点から考えますと、柴崎市民体育館のほうは比較的新しいですので、これは話の部分では市民のご理解をいただき、また指定業者も非常に手が挙がってきやすいだろう、こういうような状況からすると、今後柴崎市民体育館を先にとりいうふうに考えています。

そして、次の段階で泉市民体育館、現在も実はかなりの老朽化が激しい状況なものですから、これをどこまで修理していくかというのは大きな問題でして、この辺は実は平成25年の国体絡みの部分とあわせて、今後施設の改修を行っていきたいというふうに考えています。

そう考えますと、国体絡みというのは都の補助をいただいてという部分があるんですが、そういう部分で改修をする。これを平成22～23年あたりでできればなど。東京都が集中的に



22～23年あたりを補助の対象にしていこうという意向がありますので、その辺で修繕をしていこうかなど。そうしますと、修繕が終わった段階での指定管理者、これで考えますと24年度から、こういうような考え方は一応持っています。

ただ、これからその見直し方針を策定しますので、その中でもう少し問題点を整理して、論点を整理していきたいというふうに考えております。スケジュール的には大体そんなように今考えているという状況でございます。

**古木委員長** ありがとうございます。中村委員、よろしいですか。

**中村委員** はい。

**古木委員長** では、たくさんの審議会のご意見を吸い上げて、ぜひできるものから取り組んでいただくということで、課題を集約して前に進んでいただきたいと思います。伊東課長、よろしくをお願いします。

それでは、報告の2番をこれで終わることにいたします。

### その他

**古木委員長** 次に、その他にまいります。その他、2件ございます。初めに体育課長より。

**伊東体育課長** それでは、体育課のほうからご報告をさせていただきます。

まず、泉市民体育館のプール換気ダクト交換工事に伴う再開時期についてでございます。

泉市民体育館におけるプール換気ダクト工事につきましては、プールの上部のダクトの老朽化が進み、市民の皆様が安心して使用できない状況となったことから、平成20年2月27日から5月30日までの工期で改修工事を行っているところでございます。工事が進捗するに伴い、ダクト周辺の支柱の腐食や、ろ過施設の故障による交換などが判明し、その都度改修工事を行っておりますが、施設の老朽化が激しいことから、工期の最終期日であります5月30日が厳しい状況となってまいりました。そのため、新たにプールに水を張っての検査等に時間が必要となるため、6月1日再開の予定を6月7日土曜日に延期を行うというふうに考えているところでございます。

体育課といたしましては、工期の短縮を図るため、5月の連休時期に工事のお願いをするなど、工事期間の短縮を図ってまいりましたが、利用者の安全性の観点から、約1週間再開を延期するものでございます。

なお、この時期に使用の予約を行ってございました団体に対しましては、おわびを申し上げて取消しを行ってまいりたいというふうに考えてございますし、一般の市民の個人使用につきましては、柴崎、泉市民体育館へのポスターの掲示や、5月25日号の市報にて周知を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

今後はこのようなことのないよう開始準備期間を設けてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**古木委員長** ありがとうございます。委員の皆さん、そういうことで、改修工事をやってい

くうちに、次々とだめなところが出てきて、おくれてしまったということで、プールの開設の時期が約1週間おくれるということでございます。ご承知をお願いいたします。

### その他

**古木委員長** その他の2番、図書館長よりお願いいたします。

**清水図書館長** それでは私のほうから、その他2番ということで、お手元に4月25日付の朝日新聞の朝刊のコピーと5月3日付の読売新聞の朝刊のコピーをお配りしております。この表題でございますように、砂川闘争の裁判資料の発掘というふうになっておりまして、新事実を示す内容もとなっておりますが、既に出た記事のことで、事後で申しわけございませんが、この資料自体は、新事実という部分のところにつきましては、既に、この記事をずっと読んでいただければわかるんですが、かなり前に寄贈といたしますか、いただいたものを実は製本したものは17冊ございます。砂川事件という名称であったり、砂川事件証言録とか砂川事件訴訟記録などと17冊、かなり厚い本に製本しております。これにつきましては貸し出しもできる形になっておりますので、図書館のホームページ等で検索をしていただくと出てくるものでございますので、今ここでというところの意味合いが非常に、新聞記事で言うと難しい部分があるんですが、そういうものがございます。

あとそれから未整理の部分、確かにございまして、これは書架で3段半ほどの量になります。これが青焼きの地図でありますとか、当時の契約書であるとか、国側の書類であるとか。当時、製本の段階では余りに整理が難しい部分と、それから生々しい個人名が出てくるというようなことで、製本できるものは十何冊やりましたが、そのほかのところについては手が下せなかったというのが実情でございます。現実的にその書架3段半の資料につきましては、紙ベースでございますので、特に青焼きの地図なんかもございまして、かなりの劣化が進むだろうと、進んでいるのもございまして、保存ができるのであれば当然やっていきたいというふうには考えています。

以上でございます。

**古木委員長** ありがとうございます。何かご質問ございますか。それで製本にできないようなものが、たまたまそういうものが保存されていた、未整理のものがあったということで、新事実というほどの大げさなものではないわけですが、新聞のほうはそういう報道をしております。中央図書館も写真入りで出ていますか。

ありがとうございます。特にご質問がないようでしたら、その他の2番目はこれで終わります。

ほかにその他でご発言がございしますか。

### 閉会の辞

**古木委員長** ないようですので、本日の案件は、協議1件、報告2件、その他2件をこれにて終了することにいたしまして、本日の会議はこれで終了いたします。

次回は、5月22日木曜日13時30分より、第10回の定例会を本会議室にて開催いたします。  
どうぞ予定ください。

本日はご苦労さまでした。

午後 2時28分閉会

署名委員

.....

委員長